

矢板市議会基本条例 達成状況検証シート

【評価の段階】

- A … 概ねその目的を達成したもの
- B … 一部その目的を達成したもの
- C … 目的を達成できなかったもの
- … 検証の対象外

【今後の取組方針】

- 1 … 条文に従いこれまでどおり取り組む。
- 2 … 達成に向けて今後の取組を検討する。
- 3 … 条文の改正を検討する。
- … 検証の対象外

章・条	項・号	条文	評価理由	評価	方針
前文	-	<p>矢板市議会（以下「議会」という。）は、矢板市民（以下「市民」という。）により選ばれた矢板市議会議員（以下「議員」という。）で構成される議事機関であり、日本国憲法に定める地方自治の本旨に従い、二元代表制の一翼を担う存在として、市民の代表機関及び矢板市の意思決定機関としての役割を担っている。</p> <p>地方分権の進展により、国から地方への権限委譲が進み、地方自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大することに伴い、議会の担うべき役割及び責任が、ますます重要になってきている。議会は、合議制の意思決定機関の特性を發揮し、これまで以上に市民本位の立場に立ち、公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくりを推進する必要がある。</p> <p>そのために議会は、自治体事務に係る立案、決定、執行及び評価における論点及び課題を広く市民に明らかにし、市民に積極的に情報を発信し説明責任を果たすとともに、市民との活発な意見交換を図り、議会の合意形成を行う必要がある。また、議員間の自由で闊達な議論により、議会としての意見を取りまとめ、政策立案及び政策提言を行うとともに、執行機関の事務執行を監視する責務を有する。</p> <p>さらに、市民に身近で信頼される議会であるためには、議員の資質及び能力の向上を図ることが不可欠である。</p> <p>このような認識の下、議会は、市民の負託に応え、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会の実現を決意するとともに、市民福祉の向上及び市勢の伸展に向けて不断の努力を重ねるものである。</p> <p>ここに、矢板市の自治の最も基本的な事項を定めた矢板市まちづくり基本条例（平成23年矢板市条例第5号）の理念を受け、議会の役割、権限及び責務を市民に明確に示し、その使命を達成するために、この条例を制定する。</p>	前文は、この条例の制定の背景、理念、決意等を宣言するものであるとともに、条例を構成する要素のひとつとして各条項の解釈や運用の方針を示すものであり、検証の対象外とする。	-	-
第1章 第1条	見出し 本文	<p>総則 (目的)</p> <p>この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の役割及び議員の責務を明らかにするとともに、議会活動の原則となる基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。</p>	この条例の全体像を要約するとともに、条例制定の目的を簡潔に示す目的規定であり、検証の対象外とする。	-	-
第2条	見出し 本文	(議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	「原則」を規定する条文であり、「原則」は変えるべきものではないため、検証の対象外とする。	-	-
	第1号	公正性、透明性及び信頼性を確保すること。			
	第2号	市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営が適切に行われているか監視し、及び評価すること。			
	第3号	積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。			
	第4号	市民の意見を基に調査研究を行い、政策立案及び政策提言の強化に努めること。			
	第5号	合議制の意思決定機関として、議員相互の自由な討議を重んじること。			
	第6号	継続的に議会改革の推進に取り組むこと。			
第3条	見出し 本文	(議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	「原則」を規定する条文であり、「原則」は変えるべきものではないため、検証の対象外とする。	-	-
	第1号	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。			
	第2号	市政全般の課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。			
	第3号	市民に対し、議会活動の説明に努めること。			
	第4号	日常の調査及び研究活動を通じ、議員としての資質向上に努めること。			

【評価の段階】
 A … 概ねその目的を達成したもの
 B … 一部その目的を達成したもの
 C … 目的を達成できなかったもの
 - … 検証の対象外

【今後の取組方針】
 1 … 条文に従いこれまでどおり取り組む。
 2 … 達成に向けて今後の取組を検討する。
 3 … 条文の改正を検討する。
 - … 検証の対象外

章・条	項・号	条文	評価理由	評価	方針
第4条	見出し	(会派) 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。	第1項は、会派結成の根拠条文であるため、検討の対象外とする。	-	-
	第1項	会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成に努めるものとする。	第2項は、会派の具体的な活動を規定する条文であり、検証の対象外とする。	-	-
第2章 第5条	見出し	市民と議会との関係 (市民と議会との関係)	全ての会議は原則公開としており、透明性を確保できていると考える。	A	1
	第1項	議会の全ての会議は、市民への説明責任を果たすため、原則公開とする。	制度を活用する機会はなかったが、常任委員会等の運営は円滑になされていたと考える。学識経験者等の意見が必要な案件が生じた場合は当該制度を活用し、討議に反映させるよう努める。	A	2
	第2項	議会は、請願及び陳情を提案者による政策提案と位置付け、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	提案者の意見を聴く機会を設定しなかったが、議会の運営は円滑になされていたと考える。より良い政策提案を受け取るため必要な場合はその機会を設けていく。	A	2
第6条	見出し	(議会報告会)	議会報告会の開催のほか、高校生との意見交換会を実施し、未成年のシチズンシップ推進に取り組んでいる。今後もこのような機会を設定し、市民への報告、意見交換を行っていく。	A	1
	第1項	議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。	委任規定であり、検証の対象外とする。	-	-
第7条	見出し	(議会広報の充実)	議会広報広聴委員会を設置し、議会だより、Facebook、YouTubeなど各種メディアを活用することにより広報活動を行っている。今後も引き続き充実に努めていく。	A	1
	本文	議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。			
第3章 第8条	見出し	議会及び議員と市長等との関係 (市長等との関係の基本原則)	良い緊張感の中で議論を重ねてきている。今後も緊張感を保ちつつ、慎重審議に取り組んでいく。	A	1
	第1項	議会の審議における議員と市長等との関係は、二元代表制の下、議員と市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めなければならない。	一問一答方式で実施している。	A	1
	第2項	議会の全ての会議における質問又は質疑は、論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答で行うものとする。	第一義的に、市民にとっても、わかりやすい答弁を目指すため、一般質問通告書の書き方等について検討し、令和元年9月議会から当方式による一般質問を行うこととした。これにより、明快なやりとりの場に近づいたと考える。	B	2
第9条	見出し	(議会の議決事件)	条例で定めており、議会の機能強化につながっている。○矢板市議会の議決すべき事件を定める条例（平成30年3月22日条例第22号）	A	1
	本文	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。			
第10条	見出し	(政策等の形成過程の説明)	市長が提案する重要な政策、予算、決算等については、市当局より説明を受けている。今後もさらにわかりやすい説明を求めながら、議案審査を行っていく。	A	1
	本文	議会は、市長が提案する重要な政策、予算、決算等について、市長等に対し、形成過程を含む必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。			
第4章 第11条	見出し	議会の機能強化 (議員間の討議)	議会運営上の問題は現在発生していないと考えるが、意思決定機関としての充実につながる「自由な討議を中心とした運営」にはなっていない。議員間の積極的な自由討議の仕組みづくりを検討する。	C	2
	第1項	議会は、言論の場であることを認識し、議員相互の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。	議案審査等において、合意形成は図られているものと考え、今後はより議論を尽くすべく自由討議の仕組みづくりを検討する。	A	2
第12条	見出し	(政策の研究、立案及び提言)	条例の提案、議案の修正等を適宜行ってきた。引き続き政策立案機能の強化に努め、市長等に対して政策提言を行っていく。	A	2
	第1項	議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して政策提言を行うものとする。			

【評価の段階】
 A … 概ねその目的を達成したもの
 B … 一部その目的を達成したもの
 C … 目的を達成できなかったもの
 - … 検証の対象外

【今後の取組方針】
 1 … 条文に従いこれまでどおり取り組む。
 2 … 達成に向けて今後の取組を検討する。
 3 … 条文の改正を検討する。
 - … 検証の対象外

章・条	項・号	条文	評価理由	評価	方針	
	第2項	議会は、政策等に対して、共通認識及び合意形成を図ることにより、政策の立案及び提言を推進するため、政策討論を行うものとする。	当条例の策定以前からも取り組んでおり、策定後も「議場におけるタブレット端末導入に関する提案書」を提出している。今後も活発に政策討論に取り組んでいく。	A	1	
第13条	見出し	(研修及び調査研究)				
	第1項	議会は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議員の研修を行うものとする。	常任委員会や議会運営委員会において行政視察を行っており、政策立案及び政策提言能力の向上を図っている。	A	1	
	第2項	議員は、自己の資質並びに政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。	政務活動等により自発的に自己研鑽に努めていると考える。	A	1	
第14条	見出し	(政務活動費)				
	第1項	会派又は議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行うものとする。	政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を行っていると考えられる。	A	1	
	第2項	会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するものとし、その用途については、市民に対し、説明責任を果たすものとする。	適正に執行し、ホームページで公開しており、説明責任を果たしていると考えられる。	A	1	
	第3項	議長は、政務活動費の用途の透明性を確保するため、政務活動費に係る情報を積極的に公開するものとする。	ホームページ等で公開している。	A	1	
	第4項	前3項に定めるもののほか、政務活動費に関し必要な事項は、矢板市議会政務活動費の交付に関する条例（平成29年矢板市条例第19号）に定めるところによる。	委任規定であり、検証の対象外とする。	-	-	
第15条	見出し 本文	(予算の確保) 議会は、二元代表制の下、議事機関としての機能を確保し、及び効率的かつ円滑な議会運営を行うため、必要な予算の確保に努めるものとする。	円滑な議会運営を図るためのタブレットに要する経費等、必要な予算の確保に努めている。	A	1	
第5章	第16条	見出し 本文	議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、矢板市議会議員の倫理に関する条例（平成14年矢板市条例第4号）を遵守し、品位の確保に努めなければならない。	条例を遵守し、品位の確保に努めている。	A	1
第17条	見出し	(議員定数)				
	第1項	議員の定数は、議会制民主主義における重要な要素であることにかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。	議員定数について基本的な考え方を明記した条文であり、検証の対象外とする。	-	-	
	第2項	議員の定数の改正に当たっては、行政改革の視点のみならず、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で検討しなければならない。	定数の改正について具体的な検討はしていないため、検証の対象外とする。	-	-	
	第3項	議員の定数は、矢板市議会議員定数条例（平成14年矢板市条例第35号）に定めるところによる。	委任規定であり、検証の対象外とする。	-	-	
第18条	見出し	(議員報酬)				
	第1項	議員報酬の額は、社会情勢、財政状況、議員の職務内容等を勘案して決定するものとする。	議員報酬の改定について具体的な検討はしていないため、検証の対象外とする。	-	-	
	第2項	議会は、議員報酬の改定を行うに当たっては、公聴会制度等の活用等により有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取し、当該意見等を反映するよう努めるものとする。	議員報酬の改定について具体的な検討はしていないため、検証の対象外とする。	-	-	
	第3項	前2項に定めるもののほか、議員報酬に関し必要な事項は、矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）に定めるところによる。	委任規定であり、検証の対象外とする。	-	-	
第6章	第19条	見出し 本文	議会事務局等 (議会事務局) 議会は、議会の政策立案機能及び監視機能の向上並びに議会活動の円滑かつ効率的な運営を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。	事務局職員向けの研修に参加するなど、議会活動を補助する議会事務局の機能充実に努めている。	A	1
第20条	見出し 本文	(議会図書室) 議会は、議会の政策立案機能の向上及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	平成30年度に議員全員にタブレット型端末を導入した。これにより各議員が常時ウェブサイトを開覧できるなど、調査・研究のためのツールとして役立てている。電子化を含め、今後の議会図書室の在り方について検討していく。	B	2	
第7章	第21条	見出し 本文	最高規範性及び見直し (最高規範性) この条例は、議会に関する最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合において、この条例の趣旨を尊重しなければならない。	矢板市議会における最高規範であるこの条例を尊重している。	A	1
第22条	見出し 本文	(検証及び見直し) 議会は、必要に応じて、この条例の目的の達成状況を検証するものとし、その検証の結果、制度の見直し等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。	この度、検証を行うものである。	A	1	